大阪府社会福祉審議会新たな課題検討専門分科会行政の福祉化推進検討専門部会

参考資料１

大阪府における行政の福祉化の推進のための提言（概要）

○行政の福祉化のさらなる推進のため、平成29年度、大阪府社会福祉審議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し検討。（４回開催）

平成30年3月に「行政の福祉化の推進のための提言」をとりまとめ。

**１　検討の背景**

○「行政の福祉化」とは：府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用・就労機会を創出し、「自立を支援する取組」であり、平成11年度より全庁的に進めてきたもの。

○開始約20年を迎え、これまでの取組の総括（評価）や社会経済情勢の変化と課題を踏まえ、今後、行政の福祉化を一層進めていくために、概念の拡大も含めた展開を検討する必要性。

**社会経済情勢の変化と課題**

　①人口減少・超高齢化社会に突入

　②格差の広がり、就労困難者（生活困窮者）、子どもの貧困（ひとり親の就労支援）

　③孤立化の防止、地域とのかかわり（我が事・丸ごと）

　④価値観（ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ、働き方改革、SDGs）

　⑤ＣＳＲからＣＳＶへ

**２　これまでの主な取組内容と実績**

【主な取組と実績】

（１）雇用・就労支援の強化

①就労支援

庁内職場実習の受入、清掃業務による就労訓練の場の提供、府庁舎での生活困窮者自立支援就労訓練の場の提供

②就業支援：府による取組

　　 ハートフルオフィス推進事業、公務労働における非常勤雇用

③就業支援：民間による取組

公共工事発注における障がい者の雇用・就業促進、指定管理における就労困難者雇用の評価、大阪版市場化テストにおける就業困難者雇用評価

　 ④職場定着支援

府有施設清掃業務に係る総合評価入札

（２）既存資源等を活用した福祉施策の推進

府営住宅のＧＨへの提供、府有施設の就労支援に係る取組への提供（こさえたんショップ）、府障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入

【行政の福祉化の取組効果の見える化～総合評価一般競争入札の費用対効果の試算～】

◆試算方法：総合評価一般競争入札による契約額と一般競争入札による契約額との差額を総合評価一般競争入札にかかる経費とし、社会保障給付費の削減額及び税・社会保険収入の増加額を障がい者が就労することによる利益として、比較を行った。

◆結果：利益が経費を1年間で約4,000万円上回る、すなわち、行政コストが削減されたとの試算となり、総合評価一般競争入札制度には費用対効果の面で一定の政策効果があることがわかった。

【評価（部会意見より）】

・障がい者等の雇用については一定の成果。特に総合評価入札制度とそれを支える中間支援機能の仕組みについては、全国でも先進的なものであり、行政の福祉化の取組の中核をなすもの。参加企業の障がい者雇用率は極めて高く、この仕組みにより企業が育てられてきたといえる。

・また、府有資源の活用を中心に、今日的な福祉課題を解決する取組（府営住宅における保育所運営等）も実施されてきており、取組を継続する中で新たな展開の芽が生まれている。

・子どもの貧困対策としてのひとり親の就労支援といった新たな福祉課題への対応を考えた場合、主として公務労働をフィールドとした現状の取組では限界があり、プレイヤーを拡大する必要がある。

・新たなプレイヤーとして、市町村はもとより、当該業務において行政と同様の役割を有する指定管理者、府の地方独立行政法人や社会福祉法人などの公益的役割を担う法人などが考えられる。

**３　「行政の福祉化」のさらなる推進のために（提言）**

**基本理念である「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を大阪全体で共有し、**

**『大阪の福祉化』をめざす**

取組の方向性

活躍の場の拡大

　『プレイヤー（担い手）の拡大』と『働く分野の拡大』

支援対象者の拡大

（障がい者・生活困窮者・ひとり親への取組の充実　難病患者等への取組の検討）

背景

具体的取組の提言

**◆『働く分野の拡大』等取組の充実**

**雇用・就労支援の充実・強化**

**【総合評価入札をはじめとした政策評価調達の充実・強化】**・総合評価入札の堅持と清掃業務以外への拡大や生活困窮者の認定就労訓練事業所の加点を検討、公募型プロポーザル方式で実施する契約におけるひとり親の雇用促進

**【雇用創出につながる行政資源、公共施設、公共的空間のさらなる活用】**・府営住宅の空室や府営公園など府有施設等を活用した雇用創出・生活困窮者就労準備支援事業の更なる拡充

**【障がい者・ひとり親等が働く分野（職域）のさらなる開拓】**・小型家電リサイクル、農業、介護などの分野における障がい者等の就労促進や病院の売店等との協働によるひとり親の就労支援

**【中間支援組織の位置づけ】**・中間支援組織の位置づけの明確化や育成支援、地方自治法施行令167条の２第１項第３号（いわゆる３号随契）に定める障がい者支援施設等に準ずる者の認定の活用

**【ソーシャルファーム支援】**・ソーシャルファームの活動を促進するためのコンサルテーション、府立施設等活動場所の提供や民間資金へのつなぎ等の検討

**【その他】**・就労訓練事業や就労準備支援事業参加者へ民間資金を活用した助成、新子育て交付金を活用した市町村におけるひとり親の就業促進のための取組支援

**既存資源等を活用した福祉施策の推進**

・府営公園を活用した障がい者スポーツ施設や府営住宅の空室を活用した学習支援事業の実施、居場所等活動拠点づくり等行政資源、公共施設、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信

**取組対象者の拡大に向けた検討など**

・庁内職場実習の受入対象として難病患者を追加

**◆『プレイヤー（担い手）の拡大』**

・好事例の発信やひとり親の就業をすすめるための顕彰制度の創設、社会福祉法人の参画支援や

ソーシャルファーム支援を通じた府内市町村、地方独立行政法人、公共性の高い法人などへの普及促進

・プレイヤーの拡大にあたっては、それぞれの主体が別々に取組むのではなく、例えば関係者が一堂に会したラウンドテーブルを設けるなど、それぞれが有機的につながりながら連携した取組がすすむよう検討

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| プレイヤー | 府 | 地方独立行政法人 | 市町村等 | 準公共的団体（社福等） | 民間企業等 | 府民 |
| 1. 雇用・就労支援の充実・強化
 | ・直接雇用・府契約等の相手方への一定の条件・アドバンテージ付与 | ・府同様の取組の推進拡大 | ・好事例の発信・働きかけ | ・好事例の発信・働きかけ | ・顕彰制度の創設・好事例の発信・働きかけ |  |
| 1. 雇用・就労支援以外の様々な取組みの充実・強化
 | ・各部における取組の推進 | ・府同様の取組の推進拡大 | ・好事例の発信・働きかけ | ・学習支援事業への場所の提供・好事例の発信・働きかけ | ・ソーシャルファーム支援・好事例の発信・働きかけ | ・社会貢献に取組む仕掛け |

**◆「大阪府ユニバーサル就労条例（仮称）」の検討**

・「民都・大阪」として、府・府民・事業者などが協働して、「誰もが活躍できる社会」をめざし、「ユニバーサル就労（ひとり親・障がい者・生活困窮者などの就労困難者の就労）」を推進することを基本理念とした条例の検討

基本理念

【参考】

**富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例（平成2９年）**

第3条　ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない。

◆「ユニバーサル就労」を推進すること

・「民都・大阪」として、府・府民・事業者などが協働して、「誰もが活躍できる社会」をめざし、「ユニバーサル就労（ひとり親・障がい者・生活困窮者などの就労困難者の就労）」を推進する。

【期待される効果】

大阪府が進めてきた行政の福祉化の理念を大阪全体で共有し、オール大阪で『ユニバーサル就労』を推進することを明確化

顕彰

◆事業者などの取り組みを顕彰すること

・府は、ひとり親などの「就労困難者」の就労に貢献した事業者などを顕彰する。

【参考】

**大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成22年）**

第15条　知事は、障がい者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。

【期待される効果】

行政の福祉化の取組に賛同する企業等をアプローズ、発信することにより、民間企業等に取組を波及させる。

中間支援組織

◆「中間支援組織」の位置づけを明確にすること

・ひとり親などの「就労困難者」の支援の役割を担う「中間支援組織」を、府が指定する。

※支援の内容（例）　職業訓練・職域開拓・就労訓練・事業者とのマッチング・職場定着

【期待される効果】

『総合評価入札』で実施する業務に係る職場定着支援などの役割を担う中間支援組織について、条例に基づいて認定し、府との協働により行政の福祉化の中心的役割を担うことを明確化

【参考】

**草津市協働のまちづくり条例（平成26年）**

第9条　中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

第22条　市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間に立って支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

2　[前項](http://www1.g-reiki.net/kusatsu/reiki_honbun/k007RG00001701.html#e000000374)の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。

3　市は、[第1項](http://www1.g-reiki.net/kusatsu/reiki_honbun/k007RG00001701.html#e000000374)の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする

公契約等を活用した就労支援

◆公契約等を活用した就労支援の位置づけを明確にすること

・府は、「総合評価一般競争入札」等の活用などにより、「就労困難者」の就労支援を推進するために必要な

措置を講じる。

【参考】

**愛知県公契約条例（平成28年）**

第8条　知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

（中略）

二　障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること（後略）

【期待される効果】

行政の福祉化の中心的取組である『総合評価入札』『清掃業務を通じた就労訓練』について、条例に位置付け恒久的な取組とする。

◆ユニバーサル就労にかかる取組みを審議するため、審議会を設置すること

・「総合評価一般競争入札」に係る「就労支援費込労務単価」のあり方（概念規定・適用範囲や仕組みなど）、顕彰の審査、中間支援組織の指定その他ユニバーサル就労にかかる取組みについて審議するため、審議会を設置する。

審議会の設置